

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条及び岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）第6条の規定により公告する。

令和7年5月7日

岡山市長 大森雅夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量
消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用） 2台
- (2) 納入場所
岡山市総合訓練施設
- (3) 納入期間
令和8年3月31日まで
- (4) 支払条件
納入後とし、検査合格后、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要
消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用） 2台

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。

3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に記載がない者が特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間
申請期間 公告日から令和7年5月30日（金）まで
*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）
岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>）
- (3) 提出方法
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）
*締切期限内に必着であること。
*提出方法を変更する必要があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>）
- (4) 申請書類の入手方法
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

4 入札手続等

- (1) 契約条項等を示す場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
契約課（岡山市役所本庁舎5階）及び岡山市ホームページ
電話 086-803-1156
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>）
- (2) 入札説明書は、令和7年5月7日（水）から令和7年6月18日（水）まで、契約課で無償で交付するほか、岡山市ホームページからダウンロードの方法により無償で交付する。
- (3) 入札説明会は実施しない。

- (4) 質問は、令和7年5月21日（水）午後4時までに、電子メール又はファクスの方法で行うこと。
なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。件名に「入札質問 消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用）」と明記すること。質問の回答は令和7年5月23日（金）午後4時に岡山市ホームページに掲載する。入札に参加する者は、質問の回答を確認した後に入札すること。また、いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。

（質問到達確認先TEL 消防局消防総務部消防企画総務課消防団係 086(234)9973 ,
契約課 086(803)1156)

※問い合わせ先

＜仕様書に関する質問＞

岡山市消防局消防総務部消防企画総務課消防団係

ファクス 086-234-1059

E-mail shoubou_dan@city.okayama.lg.jp

＜入札、契約に関する質問＞

契約課

ファクス 086-803-1736

E-mail keiyaku@city.okayama.lg.jp

- (5) 入札書の受付は、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒（物品専用封筒：青色）を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付ける。ただし、入札説明書中4「入札書の提出に関する事項」(4)を確認したうえで令和7年6月4日（水）以降に郵送することとし、岡山大供郵便局に令和7年6月17日（火）までに必着のこと。

＜宛先＞

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所契約課宛

- (6) 開札日時

令和7年6月18日（水）午前11時00分から、岡山市役所5階契約課第2入札室

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

5 参加資格の確認に関する事項

- (1) 参加資格確認申請書類

岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）第7条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

添付書類 ①指名停止等措置状況調書

②メンテナンス対応等証明書

③代理店証明書（確認対象者が代理店の場合）（写し可）

確認申請書及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

- (2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

*受付は原則窓口受付とする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

ただし、参加資格確認対象者となった者が確認申請書等を持参することが困難な場合、必ず契約課へ電話すること。

電話 086-803-1156

- (3) 確認申請書等受付期間

令和7年6月20日（金）午後5時15分まで

*岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。

- (4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5階契約課

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額とする。

- (2) 以下のア、いずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- (4) 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

7 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内）の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

8 落札者の決定方法

- (1) 許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）の制限の範囲内において、最低価格をもって有効な入札を行ったものを確認対象者とする。
- (2) 確認対象者となった者は、この公告で示されている期日までに確認申請書等を提出しなければならない。審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、確認対象者を落札者とする。なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない

9 契約書の作成の要否 要

10 入札の無効について

郵便入札実施要綱第9条に該当する入札は無効とする。

11 その他

- (1) この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 日本語以外の言語で記述された文書を提出する際は、必ず日本語訳を併せて提出すること。
- (4) その他詳細は入札説明書による。
- (5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

契約課

電話 086-803-1156

ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000012483.html>)

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Two Fire Pumper Trucks adaptable to disaster relief (Type CD-I For Volunteer fire department)
- (2) Time-limit for submission of the tender document by registered mail: June 17, 2025
- (3) Date and time of tender: 11:00 AM , June 18, 2025
- (4) Contact point for the notice: Contract Division, Finance Department, Finance and Budget Bureau, City of Okayama, 1-1-1 Daiku, Kita-ku, Okayama-city 700-8544 Japan Tel:086-803-1156

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量
消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用） 2台
- (2) 納入場所
岡山市総合訓練施設
- (3) 納入期限
令和8年3月31日まで
- (4) 支払条件
一括払いとし、納入物品検査合格后、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要
消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用） 2台

2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）若しくは岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。

3 入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、本市有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間
申請期間 公告日から令和7年5月30日（金）まで
*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）
岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>
- (3) 提出方法
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）
*締切期限内に必着であること。
*提出方法を変更する必要があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0.html>
- (4) 申請書類の入手方法
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

4 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒（物品専用封筒：青色）（以下「指定封筒」という。）を用いること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (3) 入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載すること。
- (4) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、**岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便**により郵送することとする。なお、郵

便局留の郵便物には保管期間があり、郵便局への到着が早すぎると、開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので、注意すること。

- (5) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。
- (7) 指定封筒は契約課物品契約係で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を「700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所契約課」まで送付すること。

5 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記8の参加資格の確認を行うまでもなく、下記6(1)～(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
 - ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
 - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
- (9) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書の対象物件名又は入札者が相違する入札
- (10) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札

- (11) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

7 入札の失格に関する事項

下記 8 に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

8 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 市長は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第 2 順位の入札書を提出をした者（以下「第 2 順位者」という。）から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第 2 順位者の参加資格がないと認めたときは、第 3 順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の 2 日後（休日を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

9 落札者の決定に関する事項

市長は、上記 8 (1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

10 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

11 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金
 - ① 入札保証金の額は、見積もった契約予定総金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の 100 分の 5 以上の額とする。
 - ② 以下のア、いずれかの場合は、入札保証金を免除する。
 - ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去 3 年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - イ 入札保証保険契約を締結したとき
 - ③ 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。

④ 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(2) 契約保証金

① 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

② 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内）の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

1.2 その他

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (2) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

問い合わせ先

（入札、契約について） 岡山市北区大供一丁目1番1号
契約課
電話 (086)803-1156 (直通)
FAX (086)803-1736

入札（見積）書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

品名 消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用）
規格 仕様書のとおり
数量 2台

岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び関係書類（仕様書及び図面）並びに見本等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

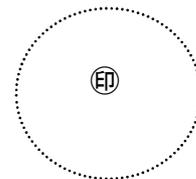
令和7年6月18日

岡 山 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者名



くじ用数字		

仕 様 書

- 1 品 名 消防ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 性 状 「消防ポンプ自動車（CD-I型）ギ装仕様書」のとおり
- 3 数 量 2台
- 4 納 期 令和8年3月31日
- 5 納入場所 岡山市総合訓練施設
岡山市中区桑野116-3
- 6 担当 岡山市消防局消防総務部消防企画総務課 浮田
電話（086）234-9973

岡 山 市 消 防 局

消防ポンプ自動車（CD-I型）ギ装仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、岡山市消防局（以下「当局」という。）が令和7年度に整備する消防ポンプ自動車 2台（CD-I型）（以下「車両」という）のシャシ及びギ装について必要な事項を定める。
- 2 車両は、本仕様書によるほか、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足するとともに、高品質な製品管理のもとに製作が行われていること。
- 3 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令等の関係法令並びにその他の基準に適合するとともに、完成後は緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- 4 受注者は、契約にあたり本仕様書の内容を十分に了承し、不明な点については、担当者に質問し、十分熟知の上契約するものとする。なお、仕様に係る構造、使用材料及び車両外観、機能、操作性等も当局の意図に沿うものとする。
- 5 受注者は、契約後に疑義が生じた場合はすべて当局の解釈に従うものとし、仕様についての説明並びに補足説明及び質疑応答に関する事項はすべて本仕様の補完事項とする。また、仕様書に明記していない付帯部分についても、機能上あるいは構造上当然必要とするものについてはすべて納めるものとし、取り付けに至る施工までを行うこと。なお、調達機器についての構成にはメーカー公表の標準付属品はすべて含むものとする。
- 6 受注者は、製作の過程において諸種の理由で本仕様書の内容を変更する必要があるとき、あるいは不明な点が生じた場合は、直ちに担当者に連絡の上その指示を受けること。なお、変更等の内容については、双方が確認書を取り交わして誤りのないようにすること。
- 7 受注者は、設計製作等にあたっての特許その他利権上の問題には、十分留意するとともに、問題が生じた場合は受注者側においてその責任を負いすべてを解決するものとする。
- 8 受注者は、契約後速やかに製作にあたって事前に当局担当者と十分な打ち合わせを行った後に製作に着手するものとするが、先立ち次の図書を提出して当局の承認を受けたのちに着手すること。なお、提出図書は各2部とし、承認後は1部を返却する。
 - (1) ギ装承認図書（図面尺度20分の1以上）
 - ア 全般ギ装図面（三面図）
 - イ 車体骨組図
 - ウ 動力伝達装置図
 - エ ポンプ諸元表並びに架装配管図
 - オ 配線系統図

- (2) 工程表
 - (3) 取付品及び取付装備等明細一覧表
 - (4) シヤシ改造計算書（各重量分布、各強度計算書）
 - (5) 仕様に係る協議事項記録書
 - (6) その他、当局が指示するもの。
- 9 受注者は、納入時には次の書面並びに写真を提出すること。
- (1) ギ装承認図面（指示等により修正されたもの）（各2部）
 - (2) 社内検査、試験成績表の写し（各2部）
 - (3) 車両写真（車両斜めの前後・左右）（各2部）
 - (4) 改造自動車等届出書
 - (5) 自動車車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し（各2部）
 - (6) 車両及び積載器具関係の取扱い説明書（各2部）
 - (7) リサイクル券（A・B・C）及び協議事項記録書
 - (8) ポンプ検定書
 - (9) その他、当局が必要とするもの。
- 10 採用するシヤシ並びに消防ポンプは共に新製品の国内メーカー製とする。

第2 概要

車両は、機動性に優れたダブルキャブ付きシヤシに当局固有のギ装を施した新製品の消防ポンプ自動車で、シヤシの機関を動力とした主ポンプ並びに付帯する各種の付属装置を架装し、新製品の消防用ホース、ノズル付管そう、吸水管等の消火に必要な資材と所要の装備を積載し、火災による消火活動のほか、あらゆる災害に対して迅速かつ的確に活動できる構造を有したものとする。

第3 シヤシ諸元及び各種装置等

- 1 シヤシは消防車専用の中から採用するが、当局の仕様に基づいて製作される車両総重量の状態においても常時耐えるものであるとともに、次の諸元に合うものであること。また、本仕様書において指定したものの以外については、消防用シヤシメーカー公表の標準取付品が装備されていること。なお、諸々の環境規制等により改良され出力が低下すると判断された場合には、上級シヤシに替えるものとする。
- (1) ホイルベース 2, 700 mm 以上
 - (2) エンジン 水冷4サイクルディーゼルエンジン
 - (3) 変速機 A / T
 - (4) 最高出力 110 kw 以上
 - (5) 駆動方式 2WD
 - (6) キャブチルト 電動油圧式
 - (7) 乗車定員 6名
 - (8) パワーステアリング付
 - (9) ABS装置装着

(10) タイヤ

2台の内訳は、ラジアルタイヤ（LT仕様、L1適合品）装着車1台、スタッドレスタイヤ車（常時装着）1台とする。

2 機関に付属する各種装置は省令に適合するものであるほか次によること。

- (1) オルタネーター 24V－80A以上
- (2) バッテリー 12V－105E41R以上（2個）
- (3) 燃料タンク 63リットル以上

第4 ギ装

1 ギ装は、努めて総体的な重量の軽減と、前後軸、左右の荷重配分を考慮して施工し、完成後の車体は、全長5,500mm未満、全幅1,900mm未満、全高2,400mm未満とする。

2 ギ装は、消防自動車の安全基準に則するとともに、消防ポンプの規格を定める省令の規定に適合し、形状等を構築する上では架装も含め最新の情報を採り入れること。

3 車体は、自立する構造で、骨組み等の部材の溶接等においては、溶接割れ等に十分注意するとともに、シャシフレームへの取り付けは、原則としてボルト・ナット締めとし、側板、腰板等に直接大きな荷重が掛からないようにすること。なお、骨組みは努めて継ぎ目のない部材を使用するとともに、主要な固定用ボルト・ナットは高強度のものとし、ナット類はダブル、又は特殊ナットを用いること。

4 ギ装に用いる材料・材質は、日本産業規格（JIS）に基づいた、次に掲げるもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用していること。

(1) ポンプ関係

ア 羽根車及び案内羽根	銅及び銅合金鋳物ほか
イ ケーシング	ねずみ鋳鉄品ほか
ウ ポンプ軸	ステンレス鋼棒
	ニッケルクロム鋼鋼材
エ ポンプグランド	メカニカルシール

(2) 吸水及び吐水用配管 配管用炭素鋼管ほか

(3) ホース結合用ネジ部 アルミ、青銅鋳物（BC）ほか

(4) 車両構成材 一般構造用圧延鋼材（SS）

なお、通水内面には、防蝕処理（銅及び銅合金部分を除く）を施すこと。

5 ギ装に用いる材料の厚さは次によるものとする。

- (1) 側板 1.6mm以上の防錆鋼板
- (2) フェンダー 1.2mm以上の防錆鋼板
- (3) 車体上板 3.0mm以上のアルミ縞板
- (4) 底板 1.6mm以上の防錆鋼板
- (5) 仕切り板 1.2mm以上の防錆鋼板

- (6) 戸板 1. 6 mm以上の防錆鋼板
 (7) ステップ 3. 0 mm以上のアルミ縞板

以上とするが、鋼板材料の加工においては、端部等は優美な形状にしステップ等の端部は折り曲げて強度を保つようにする。また、車両を操作あるいは点検する際、身体の一部が触れる恐れのある部分は、機能上の加工を必要とする場合を除き、受傷防止及び強度保持のため十分な曲げ、又は返しが造られていること。

また、フローア、ステップ、リアフェンダー上部及びその他機能上必要とする部分には、縞板を付加した構造とすること。

6 ポンプ関係は、次によること。

(1) 主ポンプ関係は、次によること。

ア 主ポンプは、二段バランスタービンポンプとする。

イ ポンプ性能は、日本消防検定協会が行う受託試験A2級以上とする。

ウ 主ポンプ及びポンプ付属装置は、シャシ上にサブフレーム及び補強材等を用いて堅ろう、かつ確実に固定するが、架装方法はシャシメーカーの指示に則ること。また、シャシ上のサブフレーム等は車両運用による振動、衝撃等によっても、ずれやひずみ、フレームの亀裂等が生じないような構造であること。(ダブルナット含む)

エ ボルト止めによる部分については、緩み止め処理剤を用いるか、又は特殊ボルト・ナットを使用すること。

(2) ポンプ室両側の予め指定した位置に、それぞれ次のものを設ける構造とすること。

- | | |
|-----------|---|
| ア 吸水口 | ボールコック付き 75 mm左右各 1 口
※右側スイベルエルボ
左側らくらく 4 5 |
| イ 吐水口 | ボールコック付 65 mm左右各 2 口 |
| ウ 中継口 | ボールコック付 65 mm左右各 1 口 |
| エ 軽量ソフト吸管 | スーパーカップリング付、白線入り
(75 mm×8 m及び75 mm×10 m各 1) |
| オ 媒介金具 | 軽量金具 |
| カ 連続揚水装置 | 視認装置付き |

(3) ポンプに係る各配管は、流水抵抗を極力少なくする構造で、ポンプ性能を十二分に引き出せるようにするとともに、架装においては省スペースで配管すること。放水口及び中継口のボールコックに取り付ける媒介金具は、装着した状態でも車体幅を超えないようにギ装すること。また、吐水配管に放水開始時間短縮のための空気抜き弁と中継口開閉部を配管途中に設けること。

吸水口、吐水口、中継口の配管についての位置と詳細は、別途当局と協議すること。

(4) 動力伝達装置は、シャシメーカー固有の動力取出し装置によるものとするが、主ポンプへの駆動装置のギヤレシオは架装するポンプ性能

に則するものとし、動力取出しの操作は運転席付近に設けたスイッチ又はレバー等により、確実に動力の接・断を行うもので、伝達用シャフトは回転バランスを十分に取るとともに遊び並びに傾斜角は最小限に抑えること。

- (5) ポンプ関係の電源は、スイッチ又はポンプレバー等を入れることにより通電し機能する構造とするが、平常時の状態では電気系統は遮断されていること。
- (6) ポンプ室の両側面は、ポンプの操作部とし、運用に必要な操作レバー、スイッチ、計器等は集中して設けるが、夜間でも運用が可能な環境をつくる照明のほか、ポンプの運用に必要な圧力計、連成計といった圧力測定装置は夜間でも読み取れる内部照明付きのものとする。また、ポンプスロットルは操作者がポンプの圧力計測装置を監視しながら容易に操作できる位置に設けること。
- (7) 車両側板の上部指定位置に、夜間運用時の安全を図るための周囲灯を所要数設け、スイッチにより入り切りする構造とすること。
- (8) ポンプ操作部は閉鎖型とし、個々の表示プレートを付すこと。
- (9) 凍結防止のための不凍液注入装置を設けること。
- (10) ポンプ関係のドレン配管及び排水コックは、車体下部に極力垂れない構造とし、車両運用等において受傷、損傷しないようにすること。なお、主ポンプについては動力取出し操作と連動する電磁コックとするが、コック排出部には非常用の手動コックを付す構造とし、「常時開」の銘板を貼ること。
- (11) 吸水管は車両後部の左右側面に巻き込んで収納する方式とするが、端末部（エキспан金具）は吸水管のゴム面と緩衝しないよう、端末部用の受け金具を付加した構造とする。なお吸管用ブラケット及びキャッチ等の配置については、別途当局と協議すること。
- (12) 吸水管収納並びに展張操作時において、吸水管取付け用エルボ等が車体と接触する部分には、アルミ縞板を付して保護するとともに吸水管の取り出しには十分配意してギ装すること。
- (13) 冷却装置は、ポンプ運転中にエンジン等を冷却するため、ポンプからエンジン及びミッション部への送水パイプ（シーフレックスチューブ内径 6 mm 以上）を取り付けること。また、冷却装置のパイプ途中には、水量調節弁及び視認ができ取り外し容易なる過装置を取り付けること。

7 真空ポンプ関係は、次によること。

- (1) 真空ポンプは、四翼以上偏心回転式又はピストン式の無給油式とするが、耐磨耗性並びに耐久性に優れた構造のものとする。
- (2) 真空ポンプへの動力伝達は、電磁クラッチを介した方式で、操作により異音・嫌音を発せず確実に接・断ができるものであること。
- (3) 自動揚水装置は、ポンプ室付近の左右側板に設けた操作盤に組み込み、ボタン操作により作動して、完全揚水と同時に通水路の閉止及び動力の伝達が自動的に停止し、モニター（LED仕様）に表示できる

構造とする。また、通常回路の不具合等による起動不能時の非常用予備回路を設けること。

- (4) 真空ポンプは、ポンプ内の残留水を完全に排出する以前に、真空ポンプの起動スイッチを入れた場合でも動力の伝達が円滑で、かつ揚水が行われるように作動するものであること。
- (5) 揚水表示は、ポンプ部に設けた「圧力センサー」又は「フロートセンサー」により、ポンプ揚水の完了と同時に真空ポンプの作動が停止し、真空ポンプの起動表示ランプが消えて完全揚水状態を示す「揚水」ランプが点灯する検出制御方式とする。なお、揚水表示灯は低圧時においても点灯を維持する構造とすること。
- (6) 真空ポンプの耐久性向上のため、主ポンプと真空ポンプの間に水遮断器を設け、水及び泥などが混入しない構造とすること。

8 キャブのギ装は、次によること。

- (1) キャブ内には、定員分の座席を設けるが、シート地は居住性に優れたビニールレザー仕様とすること。また、後部座席はベンチ式とするが、座は取り外し可能な構造とし、シートの下は工具類を収めることのできるボックスとするのでシートベルトの設置に配慮すること。なお、後部シートの座板の強度が弱いものにあっては十分な強度を有したものに置き換え、車両走行中の跳ねや弾みに伴う荷重を適度に吸収し居住性を確保できるように改良すること。
- (2) キャブ内の後部座席の前部には、走行時における安全の確保に必要な握り棒（バグリップ）を支柱間に設けること。なお、握り棒は乗員の居住性を損なわないものであること。また、バーには所要のS字フックを設けること。
- (3) キャブ内のドア付近には、アシストグリップを設けること。
- (4) シートベルトは、各座席に定員分を設けるが、形式は乗車位置に則した仕様のものを取り付けること。
- (5) キャブに付随の乗降扉を開放した場合は何れの扉であってもキャブ内の室内灯が点灯する構造とし、夜間等での乗降時の安全が図れるよう足元を明るく照らすようにすること。
- (6) 床面には確実に固定できる方法で耐久性の高いフロアシートを張ること。
- (7) 各乗降口付近のキャブ外側の上部指定位置には当局指定長さの乗降用グリップを設けること。
- (8) 前席付近の指定位置に次のものを取り付けること。
 - ア 電子サイレンアンプ（ダッシュボード）
 - イ 専用マイクロホン（ダッシュボード）
 - ウ AM／FMラジオ（ダッシュボード）
 - エ 車載用消防無線傍受機（オーバーヘッド）
 - オ 表示付集中型操作スイッチ（オーバーヘッド）

以上とするが、上記装備品の取り付けに当たっては、補強材等を付加して確実に固定するとともに、緩衝材を十分に用いて振動等による

緩み、誤作動、故障等が生じないように配意すること。

また、スイッチパネルには、運転に支障とならない適度の見易い照明を設けること。

- (9) マップランプは、耐久性のあるフレキシブル型の適度な長さを有するアーム式のLEDとし、キャビン内の助手席側へ1基、後部座席の両側に各1基の計3基を設けること。
- (10) 無線電話傍受機は、旧車両から移設するものとするが、次によること。
- ア 無線電話傍受機は、車体両側板の指定位置へ外部スピーカーを設け、傍受した内容を拡声できるようにすること。なお、回路には切り替えスイッチを付加して必要により解除できる構造とすること。
- イ 電源線は、車両付帯機器及び電子サイレンアンプ並びに無線電話傍受機等相互の障害を受けないように配意すること。
- ウ アンテナ等の同軸配線は、十分に被覆されたものを使用するが、プリカップチューブ等の保護配管材を付設して配線を容易にすること。
- エ 無線傍受用アンテナは、キャブの屋根部に取り付けること。なお、受信に支障のない位置に設けるとともに、引き込み配線部は十分な防水処置をすること。
- (11) 散光式赤色警光灯（電子サイレンスピーカー内蔵型）は、キャブの屋根部に取り付けるが、取り付けに当たっては、製品の荷重等に十分耐える補強を広い範囲に施し、振動等により天井に亀裂等が生じないようにするとともに、周囲には入念な防錆と防水の措置を施して室内へ雨水等が浸入しないようにすること。
- (12) 車両の前部、後部及び左右の計6ヶ所の指定位置には自動点滅式の赤色警告灯を左右に設けるが、作動は散光式赤色警光灯と連動した構造とすること。
- なお、後部及び左右の警告灯については、配線に別のスイッチを設けて必要により切ることができる構造とすること。
- (13) キャブ内の天井内張りは、電装品及び配線類の点検が容易にできる構造であること。
- (14) キャブ前面のグリル中央部の指定位置に消防団章を取り付けること。
- (15) フロントバンパー上面の指定範囲にはアルミ縞板を張り、ステップ兼用の構造とすること。なお、縞板は前部分に折り返しの加工を施して強度をつけた形状とすること。また、バンパー上面の指定位置には、アルミ縞板製のステップを付加設置すること。
- (16) バッテリーの据付の台座は、ラッチ式ロック機能等の容易に収納できるスライド式の機構に換えてキャブ下に設け、バッテリーの外面は縞板製の扉型枠等で囲み、コード、ターミナル等は車体に接触又は台座に咬み込まないように配慮して施工すること。また、端子の接続金具は黄銅製の蝶ネジ方式に変更すること。

(17) キャブ内後部の指定位置の金属製物掛け用フックを所要数設けること。

9 車体の構造及び収納庫類

(1) 車体はシャシ固有の特性に配意した設計とし、次によること。

ア 車体はキャブ幅において立上げた箱型の堅固なものとし、指定する部分には仕様に基づく加工を施すほか、受注メーカー固有の加工をした形状とする。

イ 車体部の地上高(天板まで)は、キャブ天井高より低く抑えるが、収納容積を広く確保した構造とすること。また、天井部等に架装設置する資機材についても、極力高さを抑えること。

ウ 車体の側板は、概ねキャブの形状に沿い内側に絞った台形の構造とするが、設計にあたっては収納庫等のシャッターにも支障がないようにすること。

エ 収納庫等のギ装に当たっては、装備積載品及び支給品等の形状を十分考慮し、取扱いが容易な配置とすること。なお、配置及び区画については事前に十分な協議を行うこと。

オ 車体の周囲並びに内部の指定位置には所要の装備を取り付けるが、側板の右上部の指定位置には折りたたみはしご、とび口は左側の上部に、照明等は側板の左右の上部に設けるので個々の設置位置に必要な補強加工並びに部材を付した構造とすること。

カ 車体の側板部はポンプの運用及び関連の機器並びに装置の架装に支障がない構造とすること。また、外板の外周部はコの字形の折り加工を施して鋼板の強度を増す構造にすること。

キ 後部はフラットな縞板の床とし、災害時の資材が積載できるようにするので側板の内側に設ける資材の設置には十分な配意をすること。

ク 車体各部のギ装に当たっては、装備積載品の形状等を考慮するとともに当局と十分な協議を行うこと。

(2) ポンプ室上部は次によること。

ア ポンプ室上部にはホース等の収納庫を設けるが、左右の扉はシャッター(アルミ製)とする。なお、ホース収納内部の床面の地上高は1,500mm以下とし、シャッターは走行中の振動等により開放しない構造のもので、かつ、確実なロック機能を設けること。

イ ポンプ室上部のホース収納庫の後部には、資機材を収納するボックスを設け、荷台部の箇所までシャッター(アルミ製)の扉とすること。このボックス内の下面にはポンプ並びにポンプ関連の点検及び整備に必要な点検口を設けた構造とする。なお、この点検口に出入りの支障がある場合には他に所要の点検口を設けること。

ウ ホース収納庫及び資機材収納ボックス設置の天板の外周部には、軽量部材による二段式の手すりパイプを巡らして、資材が積載(かけや、ハンマー、金てこ、スコップ等)できるようにするが、車両の運用に伴う振動や跳ね等により資機材の落下等が生じないように

な構造にすること。

(3) 車体の後部は次によること。

ア 車体の後部は側板のみの後面開放型の荷台とするが、荷台部内側の側板側には仕様に基づく機材を設けるので、取り付けにあたっての台座及び固定用金具を付加して、取り扱い及び取り出しが容易な機構とすること。なお、固定用金具等の取り付けには必ず補強を施すこと。

イ 積載装備品を取り付ける場合は、重量や形状等を十分に考慮して施工するとともに、車両運転中に資機材が脱落しないような構造にすること。

ウ サイドステップの上部には、後部フェンダーと一体型の収納ボックスを左右に設けることとするが、車体の構造等により収納ボックスを設けることで、使用上の不具合が生じる場合は、左右のどちらか片方のみボックスを設ける事。なお、この際別途当局と協議すること。ボックスの扉については、左右又は上下に開く扉とし、キャッチは爪又はロッド式とし、走行中の振動等により開放を防ぐラッチ式ロック機能を設けること。

エ 車体の最後部には後部サイドステップから延びるリアステップを設けて荷台への乗降を容易にした構造とするが、アングル部材は十分な強度のあるものを使用すること。

なお、リアステップはサイドステップより高い位置とするが、詳細は別途当局と協議すること。

オ 左右側板の後部指定位置には、アシストグリップを設けて乗降時の安全を図るようにすること。

カ 荷台最後部には、側板の共振を防ぐための補強部材を付加するが、上方に立ち上げた左右の支柱をつなぐ補強用のバーを設けること。なお、補強バーには視認性の高い黄色の樹脂を塗付すること。

概略については、以上とするが、詳細については別途当局と十分な協議をすること。

(4) 収納庫類等は次によること。

ア ホース収納庫のシャッター（アルミ製）の巻き取り部は、収納に支障がないようにするとともに、二重巻きにしたホース（呼称65mm×20m）の結合金具側を縦置きしたものを並列に8本以上が積載できる間口を確保すること。

イ ホース収納部は、車両運用時におけるホースの移動、シャッターへの障害がないように取り出し部に保護枠を設けるものとする。なお、枠は片手で開閉操作が可能で、開放時は取り出しに支障のない構造とすること。

ウ ホース収納庫内部には、内径10mm程度の水抜き穴を適宜配して排水を促すが、水抜き部にはパイプを取り付けて同径のホース等の誘引により、シャシ下部まで配すこと。また、排水ホースが幾重にもまとまる場合には結束等の措置を施すこと。

エ ホース収納庫内部には、LED照明を設けるが、スイッチはボックス灯メインスイッチ及びシャッターの開閉連動のスイッチで、両方がONの状態での点灯する構造とすること。

オ ポンプ室上部の後側へ設置する収納ボックスは、解放型の荷台部までのシャッター（アルミ製）の扉とし、構造は防錆に優れ、かつ水気密性を保つもので、ねじれや歪みが生じないものであること。

カ 収納ボックス内部には、金属製の燃料用携行缶のほか当局が指定する資機材を積載するが、バンド等で固定できるようにし、積載位置から移動しない構造とすること。

キ 各収納部に設ける固定金具、ロック金具及びスイッチ台座等は積載品の収納及び取り出しに支障とならない位置並びに構造とすること。

ク 収納部及び棚には樹脂製のスノコを敷設すること。

ケ 収納部の扉は車体又は取り付け積載品に緩衝しないように配慮すること。

1 0 ステップ等は次によること。

- (1) ステップは車体両側及び後部に設けるが、上面に使用する部材は滑りを防止する効果のある縞板を用いたものとし、端部は折り加工を施して強度を高めた形状とすること。
- (2) キャブ後席乗降口には、乗降時の安全を確保するための足掛け用ステップを設けるが、ステップは車体側のステップを乗降口の下部にまで延伸させ、所要の構造を設けた形状とすること。なお、蹴込み部のつま先が当たる部分に塗装面がある場合にはアルミ板等を用いて塗装を保護すること。また、後軸より後にかけてのステップは、サイドステップより50mm程度高い位置に設け、左右の吸水管を受ける構造とし、場合によってはヒップアップ式とすること。
- (3) 後部のステップは荷台に乗降するためのもので、荷重強度のあるフラットな形状とするが、ステップ上面は地上高約500mm程度とし、奥行きは300mm程度とする。また、裏面の補強材等は傾斜地においても地上と接触しない脱出角を確保したものであること。また、蹴込み部のつま先等が当たる部分には保護板を付すること。
- (4) 縞板の使用については、できる限り継ぎ目は無いものとするが、溶接等により接ぐ場合には入念な加工をして、過度の余盛りによる削り落としのない優美な仕上げとすること。
- (5) ステップ等を延長又は連結させる場合には、荷重に耐える補強を施した構造とすること。
- (6) 後部ステップの左右の端は必要な隅落としをして運用性を高めた構造とするので留意すること。隅落としの寸法、角度については別途当局と協議すること。

1 1 その他

- (1) 荷台部の床面は次によること。

ア 床は、全面に縞板を張り、滑り防止をした構造とするが、資材の

積載等に十分に耐える構造で、かつ雨水等が溜まらないようにすること。

イ 縞板の継ぎ目は溶接又は合わせによる加工とするが、主枠並びに側板との接合部には充填剤を付加し、ねじれ等にも耐える構造にするとともに、合わせ部には主骨材を付加すること。

(2) フロント及びリアに、張力 2 t 以上に耐えられる牽引フック各 1 個を設けること。

(3) ホース背負具は次によること。

ア ホース背負具は、キャスト付のもので、管径の中空鋼管を用いて軽量化を図り、組み上がった製品には所要の強度に耐えるよう入念な溶接を施すこと。

イ 背負具は、呼称 65 mm、長さ 20 m のホース 3 本を結合したものを折りたたんで収納できる容量を有したものであること。

ウ 背負具内に収納されたホースは、背負った姿勢からのホース展張がスムーズにできる機能を有したものとすること。

エ ホース背負具の背負いバンドは、耐候性並びに耐摩耗性に優れた素材であるとともに、背負い調整機能を有しているものであること。

(4) 消防シャシの燃料タンクは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定する容量以上のものであるとともに、給油は側面から容易に行える位置であること。

(5) 車体の尾灯である車幅灯、制動灯、後退灯、方向指示器灯類は、左右にまとめて設けるが、周辺の構造は灯火確認の障害を起こさないように配意するとともに、吸水管の操作に支障とならない位置とする。また、後部の車両登録標識は、指定位置に設けるものとするが、これらの灯火類は、保安基準に合致しているものであること。

(6) 全輪にゴム製の垂式の泥除けを設けること。

(7) 車両後退時には、警報として知らせる音声ブザー等を設けること。

(8) 次に掲げるものについては、良質のクロームメッキを施すこと。ただし、ポンプ本体、アルミ合金、ステンレス製の部分は除く。

ア 吸水管、吐水口及び結合金具

イ 手摺類

ウ 各操作レバー類

エ 計器盤及び計器カバー類

オ 各種止め金具、ボックスの取手及び丁番

カ その他、砲金部分、ギ装における装飾品部分

メッキを施した部分及びアルミ、ステンレス製以外の金属部分はすべてに十分な塗装を施して素地の露出部がないようにすること。

(9) 積載する梯子は、次によること。

ア 積載する梯子は、折りたたみ式の鋼製梯子で、車体右側の側面に主要な支柱を立て積載金具を設けて積載できるようにすること。

イ 積載時の梯子は、振動等により、ガタつきや脱落の起こらない止め金具により確実に固定できるものであること。

- ウ 梯子の取り出しは、安全でかつ地上からは速やかに梯子の搬送態勢がとれるとともに、離脱及び収納も容易に行える構造であること。
- エ 梯子の積載は、巻き収納する吸水管の支障とならない位置とする。
- (10) その他の装備品及び当局が支給する備品は、車体周囲、ボックス内及び荷台部の指定位置に、取り付け金具等を設けて積載できるようにするが、取り付け及び積載の位置並びに方法については、当局と協議を行うこと。
- (11) 車体前部及び後部の指定位置に、移動が可能なLED作業灯（75W相当）を次により設けること。
 - ア 作業灯は、側板部の指定位置に設けるが、配線は取り付け位置の直近部に設けた雄型のメタルコンセントに接続する回路とし、操作し易い場所に設けた防水型スイッチを操作することにより、点灯する構造とすること。なお、電源は車両とするが、別回路によるものとする。
 - イ 作業灯の柄は、ステンレス製のパイプ式とし、上下に伸縮ができる機構とするので、伸縮パイプの長さは400mm以上にすること。また、後部作業灯は取り外して移動灯としても使用できるものとする。
 - ウ 作業灯の移動に用いるコードリール（30m）及び接続用コードには、防水形のメタルソケットを付した構造とすること。また、三脚には移動灯を取り付けるためのアタッチメントを付したものであること。
- (12) 車体後部の荷台部へ、夜間作業の安全を図るために必要な作業灯を取り付けること。
- (13) 車体左側の指定位置に、とび口（2本）を積載装備するが、取り付け、取り外しが容易で固定が確実な構造の金具を用いること。さらに、外側の指定位置に傾斜を設けた架台を用い横抜き金具を設置すること。
- (14) ギ装に係る電装関係のヒューズは、自動車関係のヒューズとは別にボックス（予備ヒューズ付）を設けて分配し、電源には別のメインスイッチを設けること。また、無線傍受機並びに電子サイレン等への障害を軽減する雑音防止措置を施すこと。

第5 塗色及び記入文字等

- 1 塗色は、つぎによることとするが、キャブについては、開放されたドア及びその周辺部の内面も外板と同色とし、開放時に素地が目視されないように配慮すること。
 - (1) 外板は、朱色（日本塗料工業会規格145スカーレット）
 - (2) ステップ及び車体上板は、シルバー又はクリアー
 - (3) ホイルは、シルバー（内外共に塗色すること）
 - (4) 荷台床板は、シルバー
 - (5) ボックス内部板は、オリエンタルグリーン

- (6) ポンプ室及びポンプは、オリエントグリーン
 - (7) 配管類は次によること。
 - ア 水配管 淡青
 - イ 燃料 赤
 - ウ 潤滑油 黄
 - エ グリス 茶
 - (8) アルミ縞板、アルミシャッターは無塗装とすること。
- 2 塗装要領は、次のとおりとする。
- (1) 錆び落とし、素地調整を十分実施後、プライマー、パテ、サフェーサー、シーラー等の下、中塗りを施し、上塗りは3回以上とする。
 - (2) 車両外板部の塗装面は鏡面仕上げとし、オレンジピール等の欠点のないようにすること。
 - (3) 外板部の塗装面における車両装飾品及び付帯装置は、可能な限り離脱して行い、マスキングによる場合には、丁寧な仕上げとすること。
 - (4) 車両外部に取り付けた付属品（ミラー、グリル、メッキ部等を除く）の塗装は車両と同色とし、手塗り等による安易な塗装はしないこと。
 - (5) キャブ下は防錆を考慮した塗装とし、フェンダー等の内側にはアンダーコーティングを十分に施した後に、指定の塗色を行うこと。
- 3 記入文字等
- (1) 車両の記入文字は次によること。
 - ア キャブ左右のドアの指定位置に白色のカッティングシートを用いて上段に、「岡山市消防団」下段に「〇〇分団」の文字を記入表示すること。
 - イ 車両前面のパネル部の指定位置に、「〇〇分団」の表示を白色のカッティングシートにより記入表示すること。
 - ウ 車両後面のアルミシャッターに、「FIRE CORPS OKAYAMA」「〇〇分団」の表示をカッティングシートを用いて記入表示すること。なお、シートの色、位置、大きさ等については、別途当局と協議すること。
 - (2) 標識灯の文字は、黒文字で表裏に分団名「〇〇」を記入表示すること。
 - (3) 車両側面の指定位置には装飾モールを施すが、金色のカッティングシートを用いて表示し、その内側にも白色のカッティングシートを用いて表示すること。
 - (4) 記入する文字の書体はすべて丸ゴシックとし、読み方向は左からとするが、文字の位置、寸法、書体、色等の詳細については別途当局と協議して行うこと。

第6 補則

- 1 検収については、陸運支局の新規登録検査に合格後、当局が本仕様書に基づいて個々の検査を実施し、すべて良好と認めた後に受注者より車両を受領して完了とする。
- 2 検査は、中間検査及び完成検査とし、当局係員の立会いの上、仕様書

- 等に基づいて実施する。また、受注者は、いずれかの検査を受けようとするときは、受検日の14日前までに受検要望並びに計画書を提出し、当局の承認を得ること。
- 3 検査において当局が不合格とした指摘箇所及び物品については、修理、修復、又は交換し、当局の再検査を受けるものとする。
 - 4 完成車の納入期限は、令和8年3月31日とする。
 - 5 車両の納入時には、整備清掃並びに各部の点検と給油脂等を入念に実施して搬入すること。
 - 6 納入場所は、岡山市総合訓練施設とする。
 - 7 保証期間は、納入完了の日から1年間とする。但し、保証期間（積載機器及び付属機器で保証に係る期間が長く設定されているものについては、当該期間とする。）を経過したといえども、ギ装及び製品の不備欠陥に起因する故障又は破損の一切は受注者が無償で修理交換すること。
 - 8 受注者は、車両が安全に関する基準により設計、製作され、厳しい品質管理の下に製造されたものであっても、納入後の経年に伴う架装並びにギ装に係る部分に起因する製品事故を防止するための無償の点検を年に1回以上、当局が指定する日に実施するとともに、安全に運用するための操作・機能についての講習指導を行い、安全に対する提言と点検整備に必要な情報を当局に指示すること。
 - 9 自動車新規登録並びに更新に伴う車両抹消登録等に係る手続き及び諸費用等の一切は、すべて受注者側において負担するものとする。但し、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は岡山市が負担する。

以上

別表1 シャシ及び付属機器

No.	品名	規格等	数量
1	シャシ	ダブルキャブ 定員6名	1
2	バッテリー	引き出し式収納、12V-105E41R以上	2
3	オイルクーラー	標準	1
4	エンジンガバナ	標準	1
5	補助ラジエーター	標準	1
6	エンジン回転計	電気式	1
7	パワーステアリング	標準	1
8	オルタネーター	24V-80A以上	1
9	ポンプ駆動PTO	フライホイールセンサー	1式
10	オイルパンヒーター	マグネットコンセント雌付	1
11	キャブタイヤコード	オイルパン用15mメタコン付き	1
12	エンジン油温計	標準	1
13	後退灯	後部左右	1
14	非常用信号灯	ハイフレア	1
15	カーエアコン	純正品	1式
16	カーステレオ	純正品	1式
17	キャブチルト装置	標準	1式
18	後退警報器	音声合成付き	1
19	スペアタイヤ	ホイール内外共銀色塗装	1
20	牽引フック	前後各1	2
21	泥除け	全輪取り付け	1式
22	アシストグリップ(キャブ内)	標準	4
23	乗降用グリップ(キャブ外)	別途指示	4
24	時計	標準	1
25	サンバイザー	標準	2
26	サイドバイザー	純正品	1式
27	車両用工具	標準	1式
28	愛車セット	純正品	1式
29	フォグランプ	標準	1式
30	室内灯	LED式	1
31	マップランプ	フレキシブル型 LED式スポット	3
32	補修用塗料	同品	1式
33	床マット	純正品	1式
34	タイヤチェーン	後輪用シングル	1式
35	三角停止板	JIS規格品	1
36	合図灯	TRV2-H(LED発光式)	2
37	牽引用ソフトロープ	50mm×5m 2t用、シャックル2付き	1
38	タイヤ	ラジアルタイヤ車1台・スタッドレスタイヤ車1台	1式

別表2 取付品及び取付装置等

No.	品名	規格等	数量
1	ポンプ圧力計	防水型	2
2	ポンプ連成計	防水型	2
3	ポンプ回転計	右側に取付	1
4	散光式赤色警光灯	名古屋電機工業 XB24-F7A50 スピーカー・標識灯付	1式
5	標識灯	分団名黒文字記入	1
6	赤色警告灯	LED補助警告灯 大阪サイレン製 (前後)LFA-50×4	4
		(左右)LFIA-300×2	2
7	電子サイレンアンプ	パトライト製 SAP-520FCV (マイクSDM-11付)	1
8	スイッチボックス	大阪サイレン製(10連スイッチ)	1
9	不凍液注入装置	カップ式	1式
10	サーチライト(LED)	TOWA製 LED TNS-2551	1
		TOWA製 LED TNS-2559(カールコード付)	1
11	作業灯延長用具	三脚(K1型、取付金具付) コード付リール(15A・30m、メタコン仕様)	1式
12	自動揚水装置	集中型モニター付き	1式
13	車両周囲照明灯 (左・右・後部)	LED仕様(プロテクター取付) 大阪サイレン LIA200	3
14	シャッター	大阪サイレン製(ホース収納庫左右・後部)	1式
15	ボックス灯	LED仕様	1式
16	ホース背負具収納枠	ギ装	2
17	路肩灯	ギ装	2
18	吸水管	大阪ゴム NEW LF-RS 軽量スロッター型エキスパン金具 青線入り	1
		右、75mm×8m 左、75mm×10m	1
19	吸管エルボ(右)	ヨネ製 AS-75SW	1
	吸管エルボ(左)	東京サイレン らくらく45	1
20	吸管ストレナー	直径75ミリ用、ポリプロピレン製	1
21	吸口ストレナー	直径75ミリ用、ポリプロピレン製	2
22	吸管ちりよけかご	直径75ミリ吸水管用、藤製	1
23	吸管枕木	プラスチック製(ゴムバンド付)	2
24	吸管控綱	ソフトナイロン 直径10mm×12m・15m	2
25	ストかご	セット4	1
26	消火栓媒介金具	ヨネ製 呼称 75ネジメス×65差込メス	1
27	中継口媒介金具	ヨネ製 呼称 65ネジメス×差込メス	2

28	消火栓開閉金具	日の出式179型(桃太郎消火栓対応)	1
29	吸管スパナ	取り付け金具付き スロッター型用	2
30	消火栓スタンドパイプ	ヨネ製 PS-65	1
31	軽量噴霧ノズル	ヨネ製 NV-65PCX-S	2
		ヨネ製 NV-65BX(20mm)	4
32	軽量管そう	ヨネ製 PP50A・EXS・S バンド付き	2
		ヨネ製 PP65A・EXS・L バンド付き	2
33	吐水口媒介金具	ヨネ製 呼称 65ネジメス×差込オス	2
		ヨネ製 AN-65MC	2
34	とび口	柄はグラスファイバー製、長さ1.8m	2
35	金てこ	長さ約90cm	1
36	スコップ	剣先(金属柄)	1
37	ホース背負器	ホース3本入り用	2
38	はしご	折りたたみ式、鉄製、全長3.6m、検定品	1
39	車輪止め	ゴム製	1組
40	消火器	ABC粉末消火器10型(ABC3kg)	1
41	ポンプ工具	専用	1式
42	消防ホース	1.6Mps 65mm×20m 検定品(ヨネ差込軽量 接手タイヤ付き)	10
43	消防ホース	1.6Mps 50mm×20m 検定品(ヨネ差込軽量 接手タイヤ付き)	30
44	分岐管	ヨネ製 WB-65MC	1
45	ホースブリッジ	65mm対応、一對	1
46	かけや(KP)	プラ製頭(210mm~245mm以内)	1
47	消防団章	樹脂製又は金属製	1
48	燃料携行缶	20L 消防法適合品	1
49	ボルトクリッパー	絶縁型 600mm	1
50	両口ハンマー	3.5kg	1
51	おの	トップマントビ	1
52	ディスクストレーナー	ニッキ製 自在接手型 ゴミ取りネット付	1
53	シャットオフボールバルブ	BO-65	1
54	敷き板	棚及びボックス床面	1式
55	自動充電器	車両バッテリー充電用	1式
56	ピンチバール	モクバ印ピンチバール D16 1500mm	2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

㊞

令和7年5月7日 付けで公告のあった **消防ポンプ自動車(CD-I型 消防団用)**
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と
相違ないことを誓約します。

指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は、今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに、その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは、速やかに必要事項を記載して届け出てください。

メンテナンス対応等証明書

品名 消防ポンプ自動車（CD-I型 消防団用）

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日以内で着手いたします。

最寄の整備工場名	
所在地	
電話番号	
競争入札参加希望者との関係	直営・協力（いずれかに○をする。）
担当者氏名	
整備を実際に担当する人員	名

「協力」に該当する場合、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

2 部品供給体制

依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。（代替機等でアフターサービスが可能です。）

統括窓口	
担当者名	
電話番号	

・供給系統（フローチャート図）

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から1日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

(2) メーカーの技術員の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から2日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(岡山市長あて)

(入札参加希望者) 住所

会社名

代表者氏名

【令和7年度】

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する特定調達契約に係る入札に参加を希望する方は、次により、特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

1 次の各号のいずれかに該当する者はこの申請ができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 岡山市税（当該市税に係る徴収金を含む。）を完納していない者
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第1項第1号から第3号までの規定（暴力団関係者、暴力的不法行為、独占禁止法違反、談合、贈賄、反社会的行為等に関する規定）に該当する者
- (4) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第2条第3項の規定（営業の承継に関する規定）に該当する者
- (5) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について第5条に規定する有資格者名簿（以下「一般名簿等」という。）に登載がある者

2 申請期間

参加を希望する入札案件の入札公告に定める期日まで。

3 申請方法

原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）

※申請受付期間中に届くように、期間を厳守（必着）してください。

※申請期間を過ぎて届いた場合は受付できませんので、返却または破棄させていただきます。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

4 送付・問合せ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市財政局財務部契約課管理係

電話 (086) 803-1194 (直通) F A X (086) 803-1736

5 資格審査結果

提出された書類を本市の審査基準に基づき審査し、資格を有すると認められた者は、特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されます。

なお、岡山市ホームページの特定調達名簿への掲載をもって名簿登載の通知といたしますので、ご確認ください。

※岡山市ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/>

掲載場所： トップページ > 事業者情報 > 入札・契約 > 入札参加資格審査申請 >

1. 業者情報 [入札参加資格審査申請] > 特定調達契約に係る有資格者名簿

6 参加資格有効期間

特定調達名簿に登載された日から令和8年3月31日まで。

7 申請において使用する言語

申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

8 提出書類

NO	提出書類	対 象	摘 要
1	特定調達契約に係る 入札資格審査申請書 及び誓約書 (原本)	全業者	・ 指定様式「特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書」に必要事項を記入, 押印。
2	暴力団排除に関する 誓約書 (兼同意書) (原本)		・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書)」に必要事項を記入, 押印。
3	使用印鑑届 又は 委任状 (兼使用印鑑届) (原本)		申請内容に応じて, いずれか一方を提出してください。 ・ 入札, 契約の締結等を委任しない (本社で契約等すべてを行う) 場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入, 押印。 ・ 入札, 契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状 (兼使用印鑑届)」に必要事項を記入, 押印。
4	債権者登録申請書 (原本)		・ 指定様式「債権者登録申請書」に必要事項を記入, 署名または押印。 ※ 該当分類は, 「特定調達名簿」にチェックをしてください。
5	印鑑証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得 (注) したものの。 ※ 法人の場合は法務局で取得してください。 ※ 個人業者の場合は代表者について, 住民登録のある市町村で取得してください。 (注) 申請月から3か月とは申請月より前の3か月となります。(以下同じ) (例: 5月に申請する場合, 証明日が2月1日以降のものであれば可)
6	滞納無証明書 (岡山市税) (写し可)	本社又は委任先が 岡山市内にある場合	・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ・ 指定様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの。 ※ 各区市税事務所, 地域センター等で取得してください。
7	商業登記事項証明書 (写し可)	法人	・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。 (「現在事項全部証明書」は不可。)
8	住民票 (写し可)	個人業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ※ 代表者について, 住民登録のある市町村で取得してください。 ※ マイナンバーの記載は必要ありません。
9	身分証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ※ 代表者について, 本籍地の市町村で取得してください。
10	登記されていないこと の証明書 (写し可)		・ 申請月から3か月以内に取得したもの。 ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約の本人とする記録がないことを証明したもの。 ※ 代表者について, 法務局で取得してください。

※フラットファイル等に綴じる必要はありません。

9 注意事項

- (1) 申請書は楷書で明瞭に記載してください。
- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしている場合及び書類の不備, 不足等がある場合は, 申請は受理されません。
- (3) 日本国内に営業所を有しない者は, 提出書類の NO.5 から NO.10 を省略することができます。
- (4) 上記以外にも追加資料を求める場合があります, 提出できないときは特定調達名簿に登載されない場合があります。
- (5) 特定調達名簿に登載された場合においても, 当該入札の公告で定める参加資格がない者は入札参加できません。
- (6) 特定調達名簿に登載された場合は, 特定調達契約以外の入札及び見積りには参加できません。
- (7) 申請書提出後, その申請事項に変更が生じた場合には, 速やかに指定様式「岡山市競争入札参加資格審査申請書変更届」及び添付書類を提出してください。
また, 会社更生手続, 民事再生手続等を申請した場合や指名停止事由に該当する事件, 事故を起した場合, 行政処分等を受けた場合には, その旨を速やかに届け出てください。報告が著しく遅れた場合又は報告がない場合には, 指名停止期間が加算されることがあります。

10 その他

特定調達名簿に登載された場合は, 岡山市ホームページに「指定業者としての心得」を掲載していますので, 必ずご確認ください。(岡山市HP>事業者情報>入札・契約>入札参加資格審査申請>1. 業者情報)
また, 制度改正及び発注情報等については岡山市ホームページでご案内しておりますので, 随時ご確認ください。

【令和7年度登載用】

特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書及び誓約書

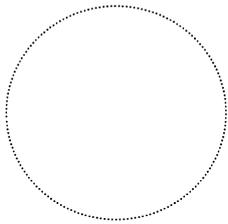
岡山市長 様

岡山市（水道局及び市場事業部を除く。）が発注する特定調達契約に係る一般競争入札に参加したいので、次のとおり事実に基づき記載した入札参加資格審査申請書を提出します。

また、下記事項を遵守することを誓約するとともに、万一これらに違反する行為があったときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

- 1 入札、契約等について談合等不正行為をしないことはもちろん、関係法規を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行します。
- 2 業務に関し個人情報等を扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき機密保持、事故防止等に努めます。

令和 年 月 日

申請者 (本 社)	フリガナ	 (実印)
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地 〒 □□□□□□□□ 都 道 府 県	
	電話番号 FAX番号	
消費税届 <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		

※法人は商業登記上の本店所在地、個人業者は店舗等の所在地

契約締結先 (該当する方に○を記入)	・委任なし（本社契約）
	・委任あり（本社以外で契約）

参加希望入札	件 名
	開札予定日時

この申請の 担当者	氏 名 (フリガナ)	連絡先電話番号
--------------	------------	---------

(契約課処理欄) 受付 書類確認 入力 入力確認				受付印
過去に登録あり (一般・特定調達・小修繕)		※停止又は留保・・・ 無 ・ 有 ()		
		※登録等の内容 ()		
受付番号		相手方番号		

暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）

私は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解した上で、岡山市が行う公共事業その他の市の事務事業により暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、入札参加資格の取り消しや契約解除等、岡山市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、岡山市が岡山県警察本部等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次に掲げる者が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団員を次に掲げる者として新たに選任しないこと。
 - （1）法人である場合 代表者及び役員
 - （2）個人事業主である場合 代表者
- 2 1の各号に該当する者が暴力団及び暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと及び新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 1から4までのすべてを満たす者を下請負人とすること。

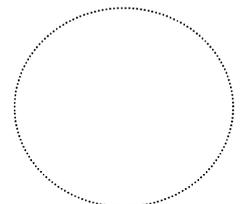
令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

本 社 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名



（実印）

使用印鑑届

令和 年 月 日

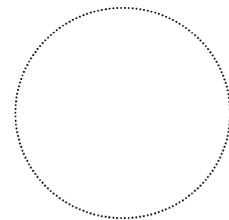
岡山市長 様

〒 ー

本 社 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

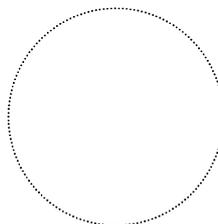


実 印

下記の印鑑は入札，見積りへの参加，契約の締結並びに代金の請求及び受領のために
使用しますのでお届けします。

記

- 【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
 特定調達名簿 小修繕業者名簿



使用印 ※

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。(会社印は不可)

委任状（兼使用印鑑届）

令和 年 月 日

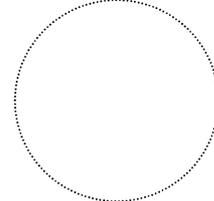
岡山市長 様

〒 -

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名



実印

岡山市との取引に係る権限を、次回変更届が受付されるまで、次のとおり委任します。
また、下記受任者印を入札、見積りへの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用しますのでお届けします。

記

- 【該当部門】 建設工事 コンサル 役務 物品(原材料) 食料品
 特定調達名簿 小修繕業者名簿

〒 □□□ - □□□□

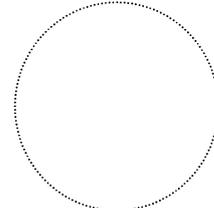
1 委任先所在地

2 委任先名称

3 受任者職氏名

4 委任先電話番号 () -

5 委任先FAX番号 () -



受任者印 ※
(使用印)

6 委任事項

	・建設工事 ・コンサル ・役務 ・特定調達	・物 品 ・食料品 ・小修繕	
1	○	○	入札（見積）に参加する権限
2	○	○	入札（見積）参加に係る復代理人を選任する権限
3	○	○	契約を締結する権限
4	○	○	代金の請求及び受領の権限
5	○	○	保証契約人となる権限
6	○		共同企業体に関する一切の権限
7	○	○	その他契約締結及び履行に関する一切の権限

※ 使用印は代表者役職印又は個人印であること。（会社印は不可）

